

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特別児童扶養手当支給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

平成29年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当を支給する。 特別児童扶養手当の認定請求及び届出に関する事務において、情報提供ネットワークを用いて公的年金等の受給状況の確認を行う。
③システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法別表第一 46の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号法別表第二 15の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第19条、第30条、第31条、第44条 ○情報照会に係る根拠 ・番号法別表第二 66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課
②所属長	課長 土屋 正純
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 054-221-3686
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 054-221-3686

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

